

補助金情報

■おのみちの森づくり事業

締 6月30日(木)
申 農林水産課 (☎0848-38-9212)

●森林整備・保全活動を支援 里山保全活用支援事業

森林整備に必要な資材購入、作業器具整備、施設整備等に係る費用を補助します。

対 市内で森林整備・保全活動を行う団体(住民団体、NPO、企業等)

※営利を目的とした活動を除く。

補助額 対象経費の10/10以内(上限30万円)

●イベント実施を支援 森林・林業体験活動支援事業

木育・森林に関するイベントの実施に係る講師派遣や資材購入等の経費を補助します。

対 木育や森林に関するイベントを行う団体(住民団体、NPO、企業等)

※特定の個人や団体等を対象にしたもの、営利を目的とした活動を除く。

補助額 対象経費の10/10以内(上限30万円)

■景観の改善に関する補助

締 11月30日(水) ※予算がなくなり次第、受付終了。
申 まちづくり推進課 (☎0848-38-9223)

●歴史的風致維持向上計画の補助金

対象区域の建物の外観整備や空き家の再生、老朽危険建物の除却の費用の一部を補助します。

対象区域

・尾道・向島歴史的風致地区

※三軒家町の一部が区域に入りました。

・瀬戸田歴史的風致地区

※詳しくは、市HPをご覧ください。

対【まちなみ形成事業】歴史的資料等のある建物等の外観整備に、経費の3分の2(最大200万円)

【沿道建造物等修景事業】道路美化化対象路線等に面する建物等の外観整備に、経費の3分の2(最大20万円)

【空き家再生促進事業】建築後30年以上の空き家を改修して居住する場合、経費の3分の2(最大30万円)

【老朽危険建物除却促進事業】老朽危険建物に認定された建物を除却する場合、経費の3分の2(最大60万円)

※条件、申請期限等がありますので、お問い合わせください。

■空き家に関する補助

締 11月30日(水) ※予算がなくなり次第、受付終了。
申 まちづくり推進課 (☎0848-38-9347)

●特定空家等・不良空き家除却 支援事業補助(市内全域を対象)

老朽化し危険な空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。

対 次のいずれかに該当する空き家

■特定空家等

市が特定空家等の認定を行った建築物

※措置が命じられているものを除く。

■不良空き家(次のすべてを満たすもの)

- ①概ね1年以上使用されていないもの
- ②過半が住宅として使用されていたもの
- ③構造の腐朽や破損などにより、著しく危険性のあるもの

※不良空き家の判定は職員が現地調査を実施。

補助額 対象工事費の3分の2(上限60万円)

●空き家バンクを利用する人へ 居住のための改修費/家財道具 処分費等を補助

次の地域の空き家バンクに登録している物件を対象として、居住のために必要な改修費用や、家財道具等の処分費用の一部を補助します。

■空家等改修支援事業補助

補助額 対象空き家の改修工事にかかる経費の3分の2(上限30万円)

■空き家家財道具等処分支援事業補助

補助額 対象空き家の家財道具等の処分や清掃等にかかる経費の2分の1(上限10万円)

対象区域

【町全域】西土堂町、東土堂町、長江一丁目、長江二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、御調町、因島各町、原田町(令和4年6月開始予定)

【車が入れない路地に面した区域】東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、尾崎本町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目



■建物等の改修・工事費補助

締 11月30日(水) ※事前着手したものは受付不可。予算がなくなり次第、受付終了。

申 建築課 (☎0848-38-9245)

●木造住宅の耐震診断・改修費、 耐震シェルター等設置費補助

対 次の全てを満たすもの

- ①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅(木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る。)
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ③平屋建、2階建
- ④居住(予定)者がいるもの(完了報告までに入居していること)
- ⑤令和5年1月31日(火)までに完了報告できるもの

※耐震改修とシェルター設置は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。
補助額 木造住宅の耐震診断：上限2万円
木造住宅の耐震改修：上限30万円
耐震シェルター(ベッド)設置：上限12.5万円

●アスベストの除去等工事費補助

対 市内の民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事

補助額 対象工事費の3分の2(上限200万円)

●住宅耐震化促進支援

昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造戸建て住宅で耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された木造住宅の改修費用、建替費用や除却費用の助成を行います。

住宅耐震化促進支援事業内容

補助内容	(1)耐震改修工事	(2)現地建替工事	(3)非現地建替工事	(4)除却工事
補助対象	補助対象区域(*)に建つ住宅		移転建替後の住宅が補助対象区域(*)内であること	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること
	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建てられた木造戸建住宅で、耐震性を有しないもの(長屋又は共同住宅は対象外)			
	平屋建または2階建			
	現在居住している住宅(空家は対象外)			
補助対象事業費	工事費及び設計費等		除却工事費 新築工事費及び設計費等	除却工事費
	令和5年1月31日(火)までに完了報告できるもの			
補助額	補助対象事業費の80%(上限100万円)		補助対象事業費の23%(上限83万8千円)	

(*)補助対象区域とは、都市計画区域内の用途地域が定められている区域(工業地域、工業専用地域、災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)、御調町は旧御調小学区(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)。
災害レッドゾーン：災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
浸水ハザードエリア：尾道市総合防災マップの浸水深さ5.0m以上の区域

令和4年度から、補助内容(2)~(4)で新たに住宅を取得する場合、【フラット35】地域連携型が利用可能になります。

●土砂災害対策改修工事費補助

対 土砂災害特別警戒区域の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物で、工事の完了報告が令和5年3月15日(水)までに提出できるもの

※土砂災害の復旧工事には利用できません。

補助額 対象工事費の23%(上限75.9万円)

※土砂災害特別警戒区域については、土木課(☎0848-38-9254)へお問合せください。

●ブロック塀等の除却・建替工事費の補助

通学路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事又は建替工事に要する費用の一部を補助します。

対 次の全てを満たすもの

- ①道路等(*)に面するもので高さが0.6m以上のもの
- ②耐震診断等の結果、安全性の確認ができないもの
- ③建築基準法に明らかに違反していないもの
- ④令和5年1月31日(火)までに完了報告できるもの

(*)道路等：広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路や市内の小・中学校通学路

補助額 除却工事 対象工事費の3分の2(上限15万円)

建替工事 対象工事費の3分の2(上限30万円)



▲建物等の改修・工事費補助QRコード